# 要保管

# 任意継続被保険者の方へご案内

# 重要な注意事項が記載されておりますので、必ずお読みください。

アボット健康保険組合

#### 1. 被保険者期間

任意継続被保険者として、加入できる期間は最長2年間です。

# 2. 標準報酬月額と保険料率

任意継続被保険者の標準報酬月額(以下「月額」という。)は、「ご本人の退職時の月額」と「前年度9月末の全被保険者の平均月額750,000円(毎年9月末に改定)」とを比べ、どちらか低い方の月額となります。

この月額に当組合の保険料率(一般保険 81/1000、介護保険 20/1000)を乗じた金額が保険料となります。これまでは事業主と被保険者とで負担していましたが、任意継続では全額を被保険者が負担します。

保険料額は、収入額による見直しはありません。ただし、介護保険該当(40歳到達)・不該当(65歳到達)、 毎年度見直す保険料率の改定・標準報酬月額の改定により、変更になる場合があります。

# 3. 保険料の納付

保険料の納付方法は、健保指定口座への振込となります。(振込先は納付書に記載)

振込は銀行窓口の他、ATM やインターネットバンキングからも可能です。(保険証記号番号 99-00 を被保険者氏名の後ろに入力のうえ、納付書に印字された保険料を過不足ないようにお振込みください。)

期日までに納付がない場合は、任意継続被保険者の資格が喪失されますので、ご注意ください。

前納(半年分前納、1年分前納)の場合は、納付期日を過ぎたときは自動的に月払いに納付区分が変更となり、 さらに月払いの納付期日までに保険料の納付がなかった場合は資格喪失となります。

※振込手数料は、納付書 1 枚につき、その都度ご負担いただくことになります。

① 月払い

毎月1日から10日(10日が土・日・祝日の場合は、翌銀行営業日)までの間に納付してください。

- ② 半年分前納(4~9月分、10~翌3月分の2回払い)
- ③ 1年分前納(4~翌3月分)

前納を開始する月の前月末日が納付期日です。年度途中で任意継続資格を取得し、前納払いをご希望の場合は、任意継続加入月の保険料(1か月分)を納付いただき、その翌月から前納となります。

※前納払いの場合、前納期間に応じて保険料の割引を受けられます。

- 一旦、資格を喪失すると再度 任意継続被保険者制度に加入できません。また、初回保険料を納付期日までに納付しなかったときは、最初から任意継続被保険者制度に加入しなかったものとみなします。
  - ★納付期日とは、納付期日に当組合にて保険料が収納されたことを指しております。 やむを得ない事由によりお振りみが 遅延される場合には、必ず当組合までご連絡をお願いします。
  - ★納付期日当日に振込みされた場合でも、金融機関の処理によっては健康保険組合にて当日入金確認ができないことがありますので、日数に余裕をもってお振込みください。

次年度の保険料納付書は、毎年3月下旬から4月1日に1年分を送付いたします。万一、納付書が届かず 期日を過ぎてからご連絡があった場合でも資格は喪失されますので、必ず納付期日前にご連絡ください。

# 4. 資格喪失

下記のいずれかの事由に該当したとき、資格を喪失することになります。それ以外での喪失は認められません。

- ① 取得日より起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納めないとき
- ④ 再就職して、他の健康保険、船員保険などの被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到達したとき

# 5. 介護保険の適用除外について

適用除外理由に該当した場合は第2号被保険者になりませんので、「介護保険適用除外(該当・非該当)届」を 当組合に提出してください。また、適用除外非該当になった場合も、同じく提出してください。(日本国内から外 国へ転居した場合又は日本国内に居住するようになった場合等)

# 6. 注意事項

- ☆任意継続にご加入された月と同じ月にご就職された場合「同月得喪」となり、当組合と新しくご就職された先 でご加入される健康保険組合等の両方から当月分保険料を徴収されることになりますのでご留意ください。
- ☆ 再就職した際は、今回同封の「任意継続被保険者資格喪失申請書」に就職先で新しく交付された被保険者証の 写しと当組合の被保険者証を添付のうえ、速やかに当組合まで送付してください。資格喪失後は、当組合の被 保険者証は使用できません。 資格喪失後に当組合の保険証を使用した場合は、医療費等を後日請求させていた だきますのでご注意ください。
- ☆「取得後2年を経過したとき」「保険料を納付期日までに納付しなかったとき」は、資格喪失日(納付期限の翌日)に「健康保険資格喪失証明書」(被扶養者がいらっしゃる方には、その方々も証明に記載されます)を送付いたしますので、次の保険にご加入する際のお手続き等にご利用ください。
- ☆氏名、住所、電話番号に変更があったとき、被扶養者に異動(出生、死亡、就職等)があったときは、速やか に当組合までご連絡ください。
- ☆カフェテリアポイントは、任意継続期間中も今までと同様にご利用いただけます。

ただし、<u>健康診断、ポイントを利用しての旅行等各種サービスは、利用日に当組合の被保険者であることが</u> 条件となります。万一、資格喪失後のご利用があった場合は、その費用を請求させていただきます。

☆確定申告用として、年間分の保険料納付証明書が必要な場合は、当組合までお申し出ください。

# 7. お問合わせ先

#### アボット健康保険組合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-14 バリューHR ビル 4F

TEL:03-5368-2785 (平日 9:30~18:00) FAX:03-5368-2784

e-mail: info@abbott-kenpo.com